

特別養護老人ホームひまわり園短期入所生活介護事業運営規程

(目的)

第1条 この規定は社会福祉法人中江報徳園が開設する特別養護老人ホームひまわり園指定短期入所生活介護事業・指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「事業所」という。)の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に短期入所生活介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 6 居宅サービスが作成されている場合は、当該計画に沿った短期入所生活介護を提供する。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は次のとおりとする。
特別養護老人ホームひまわり園

(事業所の所在地)

第5条 本事業所の所在地は次のとおりとする。
鹿児島市犬迫町5407番地2

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第6条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (特別養護老人ホームひまわり園の施設長と兼務)
管理者は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名以上
医師は、利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

- (3) 生活相談員 1名

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

- (4) 介護職員 7名以上

介護職員は短期入所生活介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。

- (5) 栄養士又は管理栄養士 1名以上 (兼務)

(営業日及び営業時間)

第7条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休とする。
(2) 営業時間 24時間とする。

(利用定員)

第8条 本事業所の利用定員は次のとおりとする。

- (1) 利用定員 30名とする。

(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の内容)

第9条 指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

- ① 排泄の介助
② 移動の介助
③ 通院の介助等その他必要な身体の介護
④ 養護(休養)

- (2) 健康状態の確認

- (3) 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービス(アクティビティ・サービス)を提供する。

- ① 日常生活動作に関する訓練
② レクリエーション(アクティビティ・サービス)
③ グループワーク
④ 行事的活動
⑤ 体操
⑥ 趣味活動

- (4) 送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車輛により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車輛への昇降及び移動の介助を行う。

- (5) 入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

- ・入浴形態
 - ① 一般浴槽による入浴
 - ② 特殊浴槽による入浴
- ・介助の種類（必要に応じて行う）
 - ① 衣類着脱
 - ② 身体の清拭、洗髪、洗身
 - ③ その他必要な介助

(6) 食事サービス

- ① 準備、後始末の介助
- ② 食事摂取の介助
- ③ その他必要な食事の介助

(7) 相談、助言等に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

- ① 日常生活動作に関する訓練の相談、助言
- ② 福祉用具の利用に関する相談、助言
- ③ その他の必要な相談、助言

(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の利用料等)

第10条 本事業所が提供する指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の利用額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは介護保険負担割合証に記載の負担割合とする。また、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

2 その他の費用

(1) 食事の提供に要する費用・・・1日1,392円とする。

但し、食費の基準費用額により特定入所者介護サービス費が施設に支払われた場合は、食費の負担限度額とする。なお、利用者の負担限度額については、「重要事項説明書」による。

(2) 住居に関する費用

- ① 従来型個室 1日 1,171円
- ② 多床室 1日 855円

但し、居住費の基準費用額により特定入居者介護サービス費が施設に支払われた場合は、居住費の負担限度額とする。なお、利用者の負担限度額については、「重要事項説明書」による。

(3) 理美容代 実費

(4) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用の実費相当額

3 居住費と食事について負担限度額軽減制度の適用を受けることを希望する利用者は、市町村が交付する「限度額認定証」を事業者に提示しなければならない。

4 社会情勢により物価が著しく変化した場合には、居住費及び食費の額を変更することがある。居住費及び食費の額を変更するときは、予め入居者又はその家族に対し、変更後の居住費及

び食費の額とその理由について説明を行い、同意を得るものとする。

- 5 第2項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービス内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。
また、併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

（通常の事業の実施地域）

第11条 通常の送迎の実施地域は鹿児島市、日置市伊集院町の区域とする。

（外出及び外泊）

第12条 利用者は、外出又は外泊しようとする時はその都度行き先、用件、施設へ帰着する予定日時等を管理者に届け出て許可を得なければならない。

- 2 前項の許可を受けた者が許可内容を変更するときは、事前にその旨を申し出なければならない。

（面会）

第13条 利用者は、外来者と面会しようとするときは、利用者または外来者がその旨を管理者に届出るものとする。管理者は特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができるものとする。ただし、利用者が外来者の面会を望まない時、管理者は利用者の要望に基づき外来者の面会を拒否することができるものとする。

（禁止行為）

第14条 利用者は施設内で次の行為をしてはならない。

- （1）施設長が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒すること。
- （2）指定された場所以外で火気を用い、又は自炊すること。
- （3）けんか、口論、泥酔等で他人に迷惑をかけること。
- （4）その他管理者が定めたこと。

（緊急時に於ける対応方法）

第15条 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じ管理者に報告しなければならない。

（事故発生の防止及び対応）

第16条 事故の発生・再発防止の為、以下に定める措置を講じる。

- （1）介護事故発生の防止及び再発防止のため、福祉安全委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置する。
- （2）介護事故予防や再発防止のための職員研修を定期的実施する。
- （3）事故の状況、採った処置について記録を残す。
- （4）サービス提供により、賠償すべき状況が発生した時は、損害賠償を行う。

(非常災害対策)

第 17 条 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の非難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

なお、具体的な非常災害時などの対策については、立地環境を考慮の上、個別に行動手順等を計画作成した社会福祉法人中江報徳園の防災管理要綱（火災・地震・風水害等）を適用するものとし、法人関係職員全体で対処するものとする。

- 2 非常災害に備え、年 2 回定期的に避難訓練を行う。また地域との連携を密にするため地域住民との共同訓練への参加も求めるように努めるものとする。

(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護計画)

第 18 条 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、個別に短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護計画を作成、交付する。

- 2 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し同意を得る。
- 3 利用者に対し、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(秘密保持)

第 19 条 事業所の従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所はサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(苦情処理)

第 20 条 事業所は、提供した内容に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずることとする。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録することとする。
- 3 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員から質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。
- 4 事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告することとする。

- 5 事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告することとする。

(衛生管理)

- 第 21 条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。また、これらを防止するための措置等について、感染症の予防及び蔓延対策のため委員会を設置し、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとする。
 - 3 空調設備等により施設内の適温の確保に努めるものとする。

(個人情報の保護)

- 第 22 条 事業所が保有する利用契約者等の個人情報取得、管理、利用、開示、委託に関し法令その他関係法令を遵守し、個人情報の保護を図ることとする。
- 2 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知又は公表し、その範囲内で利用する。
 - 3 個人情報の取得、利用、第三者提供にあたり、本人等の同意を得ることとする。
 - 4 事業所が委託をする関係事業者との業務委託時は、個人情報保護法の趣旨を理解し、対応できる事業所を選択した上で、情報提供する。
 - 5 利用者等が、自己の個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除等の申し出がある場合には、速やかに対応する。
 - 6 事業所への個人情報取扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速な処理に努める。
 - 7 事業所及び職員は、利用者の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに務めるものとする。

(虐待防止)

- 第 23 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く
 - 2 事業所は、サービス提供中に、当該従業者又は養護者（入所・利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事業継続計画)

- 第 24 条 感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して必要な介護サービスを受けられるよう体制を構築し、事業者は業務継続計画の策定し、他介護サービス事業と連携し年 1 回以上の研修の実施、訓練（シミュレーション）を実施する。

(身体拘束)

第 25 条 事業所は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(ハラスメント防止措置)

第 26 条 事業所は、適切な(介護サービス名)の提供を確保する観点から性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員等の就業環境が害されることを防止する。

(記録の整備)

第 27 条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備することとする。

2 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存することとする。

3 完結の日とは、個々の利用者につき、契約終了により一連のサービス提供が終了した日を指す。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 28 条 サービスの提供を受けようとする利用者は、サービス利用の際は体調の異常や異変がある場合はその旨を申し出る事とする。又他の利用者の迷惑にならない様、従業者の指示に従うこととする。

(その他運営についての留意事項)

第 29 条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 定期的研修 随時

2 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

3 従業者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

5 この規程の定める事項の他、法人と事業所との協議の上、定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。
- この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 元年 10月 1日から施行する。
- この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 5年 9月 1日から施行する。